

# 荒尾市避難行動要支援者支援計画 (素案)

平成31年2月

荒尾市



## 目次

第1章 避難行動要支援者支援計画の趣旨	- 1 -
1 計画の背景・目的	- 1 -
2 計画の位置づけ	- 2 -
3 避難行動要支援者等の定義について	- 3 -
(1) 要配慮者	- 3 -
(2) 避難行動要支援者	- 3 -
(3) 避難支援等関係者	- 3 -
4 本市における避難行動要支援者等の状況	- 6 -
第2章 災害予防対策	- 7 -
1 避難行動要支援者の把握	- 7 -
(1) 避難行動要支援者の把握方法	- 7 -
(2) 避難行動要支援者の把握に際しての役割分担	- 8 -
2 避難行動要支援者名簿の作成等	- 8 -
(1) 避難行動要支援者名簿の作成	- 8 -
(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項	- 8 -
(3) 避難行動要支援者名簿の更新	- 9 -
3 避難行動要支援者名簿の共有	- 9 -
(1) 名簿の提供	- 9 -
(2) 名簿の適正管理	- 10 -
4 避難行動要支援者及び避難支援等関係者への情報伝達体制の整備	- 10 -
(1) 避難行動要支援者への情報伝達のあり方	- 10 -
(2) 避難支援等関係者との連携	- 10 -
(3) 避難支援等関係者の安全確保	- 10 -
5 避難行動要支援者支援対策に関する市民への理解促進	- 11 -
6 避難準備・高齢者等避難開始	- 11 -
(1) 避難準備・高齢者等避難開始とは	- 11 -
(2) 避難準備・高齢者等避難開始情報の周知	- 11 -
第3章 避難行動要支援者個別支援計画（個別計画）	- 12 -
1 個別計画の策定	- 12 -
(1) 個別計画とは	- 12 -
(2) 個別計画の策定方法	- 12 -
(3) 避難支援者の定め方	- 12 -
2 個別計画の管理	- 12 -
(1) 個別計画の管理	- 12 -
(2) 個別計画の更新	- 13 -
3 個別計画の内容検証	- 13 -
(1) 個別計画に基づく訓練の実施	- 13 -

(2) 個別計画の見直しと修正.....	- 13 -
第4章 災害応急対策（発災時の対策） .....	- 15 -
1 情報伝達 .....	- 15 -
2 避難誘導 .....	- 15 -
3 安否確認 .....	- 17 -
第5章 避難所等.....	- 18 -
1 避難所の整備 .....	- 18 -
(1) 指定避難所.....	- 18 -
(2) 福祉避難所.....	- 18 -
2 物資の備蓄・受入・保管 .....	- 19 -
(1) 物資の備蓄.....	- 19 -
(2) 物資の受入・保管.....	- 20 -
3 情報伝達体制の確保 .....	- 20 -
4 生活支援 .....	- 20 -
(1) 相談体制の整備 .....	- 20 -
(2) 心身両面の健康管理.....	- 20 -
5 障がい者・難病患者・人工透析患者への支援.....	- 21 -
第6章 避難行動要支援者自身の備え .....	- 22 -
1 隣近所や避難支援等関係者との連携.....	- 22 -
2 必要な支援内容の伝達.....	- 22 -
3 避難経路の確認 .....	- 22 -
4 非常用持ち出し品などの準備.....	- 22 -
5 家屋の安全対策・外出時の安全.....	- 23 -
最後に .....	- 23 -
資料編.....	- 24 -
1 避難行動要支援者名簿登録申請書兼外部提供同意書 .....	- 25 -
2 荒尾市避難行動要支援者名簿等の提供に関する誓約書 .....	- 27 -
3 避難行動要支援者個別支援計画（個別計画）（記載例） .....	- 29 -
4 荒尾市地域福祉推進委員会条例.....	- 30 -
5 荒尾市地域福祉推進委員会委員名簿.....	- 32 -
6 荒尾市地域福祉推進作業部会委員名簿.....	- 33 -
7 荒尾市地域福祉推進委員会等会議 .....	- 34 -

## 第1章 避難行動要支援者支援計画の趣旨

### 1 計画の背景・目的

(背景)

近年、全国各地で地震や風水害などの自然災害が発生し、大きな被害をもたらしています。災害は、その発生時に住民の生命・財産に大きな脅威を与えるばかりでなく、住民に精神的苦痛を強い、復旧に際しても、住民が被る精神的・肉体的負担は大きなものとなります。中でも、災害時に弱い立場に置かれる高齢者や障がい者等にとっては、情報の入手や避難行動等が困難なことから、通常よりも大きな被害を受けることが想定されるとともに、避難所における避難生活に際しても、一般の人々と比べて大きなストレス等にさらされることが想定されています。

本市においては、平成21年3月に策定した「荒尾市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、災害発生時に避難が難しい高齢者や障がい者等の安否確認や迅速な避難を行うことができるよう努めてきました。

平成23年3月に発生した東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数が占める割合は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。こうした教訓を踏まえ、国において、平成25年に災害対策基本法が一部改正され、実効性がある避難支援等がなされるよう、市町村に避難行動要支援者名簿の作成を義務付けるとともに、避難支援等関係者に対する情報提供等が定められました。

また、平成25年8月には、内閣府により「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が作成され、市町村が行うべき対策の方向性が示されました。

そのような中、平成28年4月に発生した熊本地震では、熊本県を中心に多くの被害を出したことから、災害時の助け合いや実効性のある避難支援等の重要性が再認識されました。

これらの自然環境の変化や社会情勢を踏まえ、「荒尾市避難行動要支援者支援計画」を改定します。

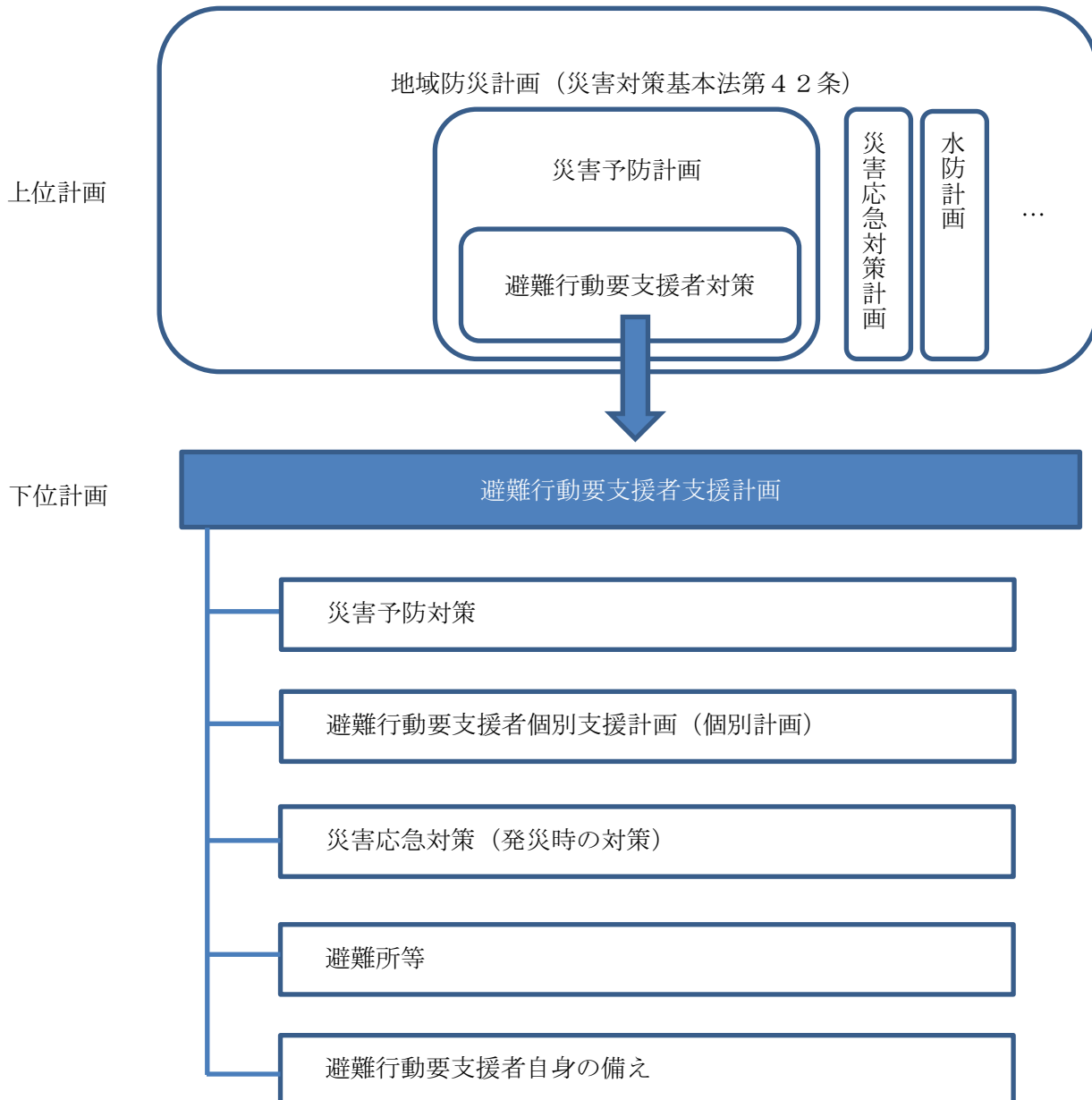
(目的)

本計画は、自助、共助、公助という関係を基本とし、災害時における避難行動要支援者の避難支援が地域の協力のもとで実施できるよう本市における避難行動要支援者支援について必要な事項を定め、万一の災害に備えることで安心・安全に暮らせることを目的としています。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、荒尾市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の「避難行動要支援者対策」に関する市の施策を取りまとめたものであり、地域防災計画の下位計画と位置づけます。なお、特に重要な項目については、地域防災計画において定めることとします。

<図1 地域防災計画と避難行動要支援者支援計画との関係性>



### 3 避難行動要支援者等の定義について

#### (1) 要配慮者

災害対策基本法第8条第2項第15号において、要配慮者は「災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されており、「その他の特に配慮を要する者」としては、妊産婦、傷病者、難病患者等が想定されています。

本市では①高齢者②視覚障がい者③聴覚障がい者④言語・音声障がい者⑤肢体不自由者⑥内部障がい者⑦知的障がい者⑧発達障がい者⑨精神障がい者⑩難病患者⑪傷病者⑫妊産婦⑬乳幼児⑭外国人(日本語に不慣れな方)を要配慮者として想定します。

#### (2) 避難行動要支援者

災害対策基本法第49条の10第1項において、避難行動要支援者は「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」と定義されています。

本市では、自宅に居住する者かつ以下のいずれかに該当する者と定義します。

ア 要介護3～5の者

イ 身体障害者手帳1級又は2級を所持している者

ウ 療育手帳A1又はA2を所持している者

エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者

オ 難病患者※1

カ 上記以外で避難支援等関係者が支援の必要を認めた要配慮者

キ 上記以外で一人では避難が困難で自ら支援を希望し、個人情報を提供することに同意した要配慮者

※1 治療が難しく、慢性の経過をたどる疾病を患っている者。平成30年4月1日現在、厚生労働省が331の疾病を指定難病としている。

#### (3) 避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、本市から名簿(本人の名簿提供について同意・不同意は問わず)の提供を受け避難支援活動を実施するもの(個人、団体、機関)のことです。

災害時の主な避難支援活動は、情報伝達・安否確認・避難誘導を想定しています。また、通常時は、避難行動要支援者制度の普及や個別計画の策定支援、避難行動要支援者名簿には記載されていないが自力による避難が困難な方の市への情報提供を想定しています。

なお、平常時の名簿提供は、災害対策基本法第49条の11第2項により本人の同意があるものに限り行います。

また、避難支援等関係者の範囲は、「消防機関、都道府県警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者」と定められています。

本市においては、以下のように定義します。

- ア 荒尾消防署
- イ 荒尾警察署
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 荒尾市社会福祉協議会
- オ 自主防災組織
- カ 荒尾市消防団
- キ 荒尾市行政協力員
- ク その他の避難支援活動を行うもの

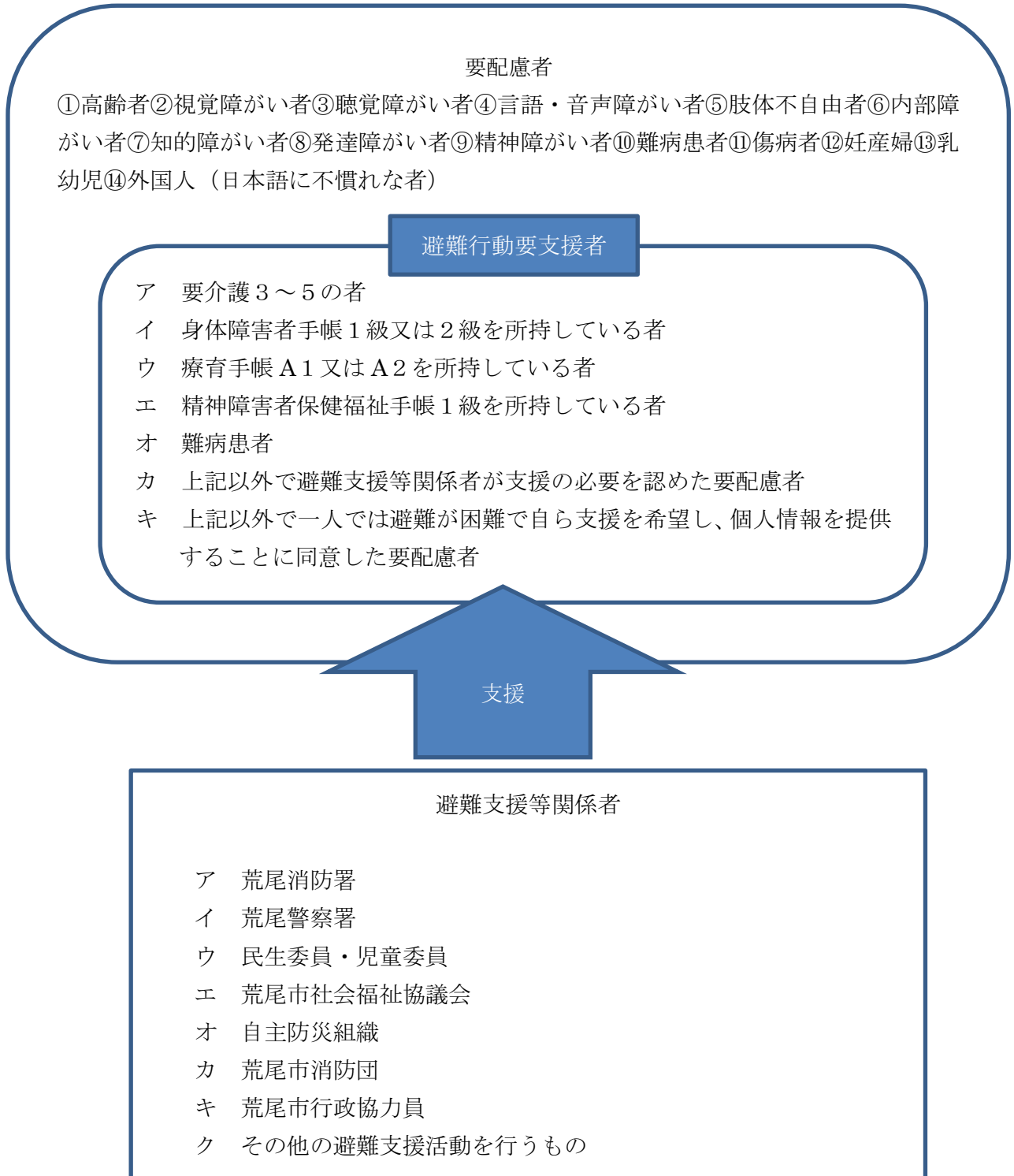
<参考>

災害対策基本法第49条の11第2項

市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。



<図2 「要配慮者」、「避難行動要支援者」、「避難支援等関係者」の関係性>



#### 4 本市における避難行動要支援者等の状況

<表1 主な要配慮者（平成30年8月31日現在）> 総人口：52,995人

区分	人数	総人口に占める割合	備考
高齢者(65歳以上)	18,167	34.28%	
身体障がい者	3,235(756)	6.10%	
視覚障がい者	243	0.46%	
聴覚障がい者	348	0.66%	
言語・音声障がい者	33	0.06%	
肢体不自由	1,476	2.79%	
内部障がい者	1,135	2.14%	
知的障がい者	709(636)	1.34%	
精神障害者	693(485)	1.31%	
難病患者	547	1.03%	H29年度末
乳幼児(0歳から5歳)	2,580	4.87%	
妊産婦	428	0.81%	母子健康手帳交付数 (H29年度)
計	26,359	49.74%	

※身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者については手帳所持者数

※発達障がい者、外国人（日本語に不慣れな方）については、把握できず。

※（ ）内は、65歳未満の人数 ※統計に基づく人数のため重複があり。

<表2 避難行動要支援者（平成30年8月31日現在）> 総人口：52,995人

区分	人数	総人口に占める割合	備考
要介護3以上の者(在宅サービス利用者)	748	1.41%	
身体障がい者手帳1級又は2級を所持している者	1,426	2.69%	
療育手帳 A1又は A2 を所持している者	236	0.45%	
精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者	185	0.35%	
難病患者	547	1.03%	H29年度末
上記以外で避難支援等関係者が支援の必要を認めた要配慮者	—	—	
上記以外で一人では避難が困難で自ら支援を希望し、個人情報を提供することに同意した要配慮者	976	1.84%	
計	4,118	7.77%	

※統計に基づく人数のため重複があり。

## 第2章 災害予防対策

### 1 避難行動要支援者の把握

#### (1) 避難行動要支援者の把握方法

対象者を把握するため、日頃より本計画について広報紙やホームページ、関係団体等への周知啓発を図り、情報提供の同意が得られた避難行動要支援者については、名簿への登録を行います。

また、同意が得られない者についても本市が保有している避難行動要支援者の要件に該当する者に係る個人情報（第2章2（2）避難行動要支援者名簿の記載事項ア～クに限る）を入手し、対象者を把握します。

なお、本市が保有している避難行動要支援者の関連情報は次のものです。

<表3 荒尾市が保有している関連情報>

区分	管理部署
住民票	市民課
要介護3以上の者	高齢者支援課
身体障がい者手帳1級又は2級を所持している者	福祉課
療育手帳 A1又は A2 を所持している者	福祉課
精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者	福祉課

## (2) 避難行動要支援者の把握に際しての役割分担

<表4 各機関の役割分担>

名称	役割
荒尾市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙やホームページへ掲載し、計画の周知啓発を行う。</li> <li>・ 窓口において周知啓発活動を行う。</li> <li>・ 関係団体等へ働きかけ、計画の周知啓発を行う。</li> <li>・ 避難行動要支援者の中で、名簿提供に対する同意を得られていない方へ郵送等により周知啓発を行う。</li> <li>・ 避難行動要支援者名簿を管理する。</li> </ul>
荒尾消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防署が把握する要配慮者へ計画の周知を行う。</li> </ul>
荒尾警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察署が把握する要配慮者へ計画の周知を行う。</li> </ul>
荒尾市民生委員 児童委員協議会 連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日頃の見守り活動の中で、支援が必要と思われる高齢者等に対し、計画の周知を行う。</li> </ul>
荒尾市社会福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種サービスを利用している要配慮者に対し、計画の周知を行う。</li> </ul>
荒尾市自主防災 組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域において防災活動を推進していく中で、支援が必要と思われる世帯へ計画の周知を行う。</li> </ul>
荒尾市行政協力 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政情報の伝達を行う中で、支援が必要と思われる要配慮者に対し、計画の周知を行う。</li> </ul>
地域支援者 近隣住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の要配慮者に対し、普段からできる範囲での見守りを行う中で、計画の周知を行う。</li> <li>・ 各種団体の活動に協力を行う中で、要配慮者に対し、計画の周知を行う。</li> </ul>

## 2 避難行動要支援者名簿の作成等

### (1) 避難行動要支援者名簿の作成

「1 避難行動要支援者の把握」で把握した避難行動要支援者を管理するため、避難行動要支援者名簿を作成します。

### (2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿作成にあたり、名簿に記載する事項は、災害対策基本法49条の10第2項の規定により、次のア〜クに掲げる事項とします。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 本人連絡先
- カ 緊急連絡先
- キ 避難支援等を必要とする事由
- ク その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

### (3) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者名簿は、本市が保有している関連情報を参照し定期的に更新します。また、情報提供の同意が得られた者の名簿については、年に1度、避難支援等関係者と連携し、内容の確認を行います。

## 3 避難行動要支援者名簿の共有

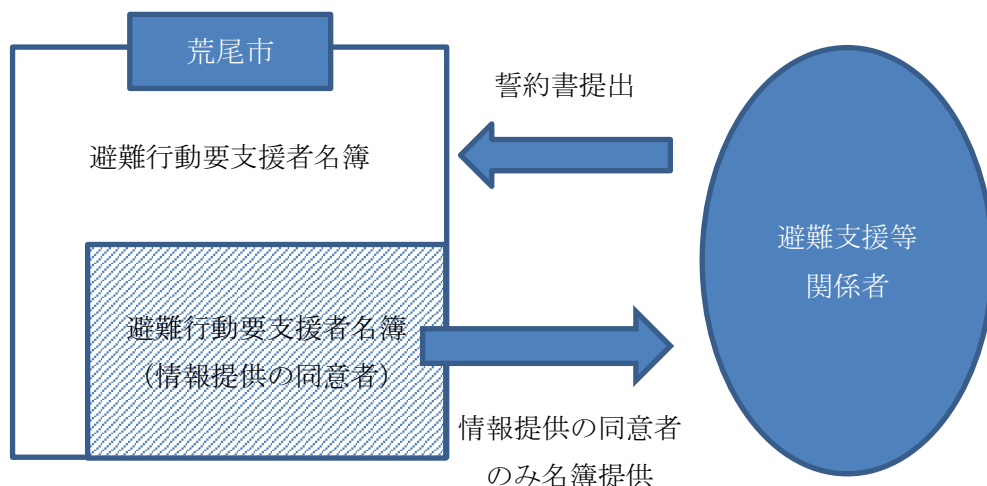
### (1) 名簿の提供

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、情報提供の同意の有無にかかわらず避難支援等関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿を提供することで情報を共有します。

また、平常時から災害の発生に備え、情報提供の同意を得られた避難行動要支援者名簿については、避難支援等関係者に提供し、個別計画の作成に活用するなど災害発生時の円滑で迅速な支援につなげます。

なお、同意を得られた避難行動要支援者名簿の提供については、避難支援等関係者から「荒尾市避難行動要支援者名簿等の提供に関する誓約書」を提出していただく必要があります。

<図3 平常時の名簿の共有>



## (2) 名簿の適正管理

### ア 市の名簿管理

名簿情報は秘匿性の高いものであるため、福祉課で適正に管理します。なお、災害での停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え紙媒体でも名簿を準備し、紙媒体は施錠可能なボックス等で保管します。

### イ 避難支援等関係者の名簿管理

「荒尾市避難行動要支援者名簿の提供に関する誓約書」を提出し、名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、個人情報の適正管理のため、次の措置を講じることとします。なお、提供する名簿は紙媒体での提供とします。

- ①避難支援等関係者が指名した者のみで活用すること。
- ②破損や紛失することがないように、適切な管理に努めること。
- ③複写や複製（電子機器への入力・保存）を行わないこと。
- ④名簿を破損又は紛失した場合は直ちに荒尾市に報告し、事後処理にあたること。
- ⑤名簿を避難支援以外の目的で使用しないこと。
- ⑥名簿内容は、他に漏らさないこと。これは、誓約書の期間が終了、又は避難支援に携わらなくなった後も同様とします。

## 4 避難行動要支援者及び避難支援等関係者への情報伝達体制の整備

### (1) 避難行動要支援者への情報伝達のあり方

災害時における情報及び被害状況を伝達し、被害や不安の軽減を図るため、報道機関による報道（新聞、ラジオ、テレビ等）、広報車による広報、ホームページやフェイスブック等への掲載、安心安全ネットワークシステム「愛情ねっと」によるメール配信、携帯電話3キャリア（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル）が運用する「緊急速報メール」によるメール配信等で情報伝達を実施することとしています。避難行動要支援者に対しては、さらにきめ細やかな情報伝達手段が必要であることから、新たな技術を活用した情報伝達手段を検討します。

### (2) 避難支援等関係者との連携

避難支援等関係者との連携を深めるため、平常時より、避難行動要支援者をどのように避難させるか等を定めた個別計画の策定や防災訓練等を実施し、災害時には、迅速かつ円滑に対応ができるような体制を構築します。

### (3) 避難支援等関係者の安全確保

名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、支援活動に従事する者（避難支援者）や家族の安全を十分に確保した上で、可能な範囲で支援活動を実施するものとします。避難支援は、あくまでも避難支援等関係者の可能な範囲で行うもので、避難支援等

関係者（避難支援者を含む）の安全が前提となりますので、災害時、避難行動要支援者名簿登録者に対する避難支援が必ず行われることを保証するものではなく、避難支援等関係者が法的な責任や義務を負うものではありません。

## 5 避難行動要支援者支援対策に関する市民への理解促進

本計画は、災害時に避難行動要支援者の避難支援が地域の協力のもと実施できるよう自助、共助、公助という関係を基本としていますので、市民の協力が不可欠です。

そのため、住民の自助・共助に対する意識を高め、災害時に地域で対応できるよう、各種広報活動を積極的に行いながら、地域における協力体制を構築するため住民参加型の防災訓練等を通じて理解促進を図ります。

## 6 避難準備・高齢者等避難開始

### (1) 避難準備・高齢者等避難開始とは

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難に関する情報として本市から発令するのが「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」※2「避難指示（緊急）」※3です。その中で、「避難準備・高齢者等避難開始」は、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要がある場合に情報を提供するものです。避難支援等関係者については、支援対象者の避難開始を促します。

また、これ以外の者でも、家族等との連絡、非常用持出品の用意をするなど、避難準備を促すためのものです。なお、発令基準については、地域防災計画に基づき災害の種類ごとの基準に従い発令します。

※2 人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況で、住民に対して避難を促すもの。

※3 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況、もしくは人的被害が発生した状況で確実な避難行動をただちに完了し、まだ避難していない住民にただちに避難行動に移るよう促すもの。

### (2) 避難準備・高齢者等避難開始情報の周知

#### ア 平常時の取り組み

「避難準備・高齢者等避難開始」など、それぞれの言葉の意味を理解していないと確実な避難に繋がらない可能性がありますので、広報紙やホームページ、出前講座をはじめとした様々な機会を通じて住民に周知します。

#### イ 災害時の取り組み

「避難準備・高齢者等避難開始」を発令した場合、速やかに報道機関に発表するとともに、広報車やホームページ、愛情ねっと、緊急速報メール等複数の手段により周知を図りますが、避難行動要支援者の中には、情報が受け取れないことも考えられますので、新たな技術を活用した情報伝達手段を検討します。

## 第3章 避難行動要支援者個別支援計画（個別計画）

### 1 個別計画の策定

#### （1）個別計画とは

個別計画とは、避難支援等関係者への情報提供の同意が得られた避難行動要支援者の申請内容に基づき、避難行動要支援者一人一人について、当該避難行動要支援者への支援を円滑かつ迅速に実施するための計画です。

#### （2）個別計画の策定方法

個別計画の策定については、避難支援等関係者と協力し推進していきます。その一方で、地域の自治会や地域住民は、その地域の中でどのような支援ができるかを平常時から話し合い、地域の特性や避難行動要支援者の個々の状況に応じた支援ができるよう、相互に連携を深めておくことが必要です。

なお、個別計画の策定には、避難行動要支援者本人や家族も積極的に関与し、次のことに留意しながら具体的な避難所への避難を検討することが必要です。

- ア 避難行動要支援者の健康及び環境状況（家族構成や同居者等の状況）
- イ 日中の行動パターン
- ウ 情報伝達手段等の検討（本人、家族、避難支援者の連絡先）
- エ 避難するときに必要なもの（車いすや薬等）
- オ 避難方法の検討（人的体制、避難場所、避難誘導）

#### （3）避難支援者の定め方

避難支援者とは、避難行動要支援者が避難する際、情報伝達や避難誘導を実際に行う人のことであり、避難行動要支援者の近隣住民や相談支援事業所など出来るだけ身近な者から定めることとします。

また、近隣住民や身近なものの支援が受けられない場合は、避難支援等関係者などの関係団体等と連携を図り、避難支援者を選任します。

なお、避難支援者に対する情報提供、安全確保等については、避難支援等関係者に準ずる取扱いとします。

### 2 個別計画の管理

#### （1）個別計画の管理

個別計画の管理については、福祉課で適切に管理するほか、印刷物を避難行動要支援者本人で保管するものとします。また、避難支援者及び避難支援等関係者については、支援に必要な範囲で情報提供を行いますので、「第2章3 避難行動要支援者名簿の共有」に記載されているように適切に管理します。



## (2) 個別計画の更新

個別計画の更新については、本市が保有する情報（「第2章1（1）避難行動要支援者の把握方法」に記載）及び本人からの申し出、又は避難支援者及び避難支援等関係者と連携し、最新の情報となるよう努めます。

## 3 個別計画の内容検証

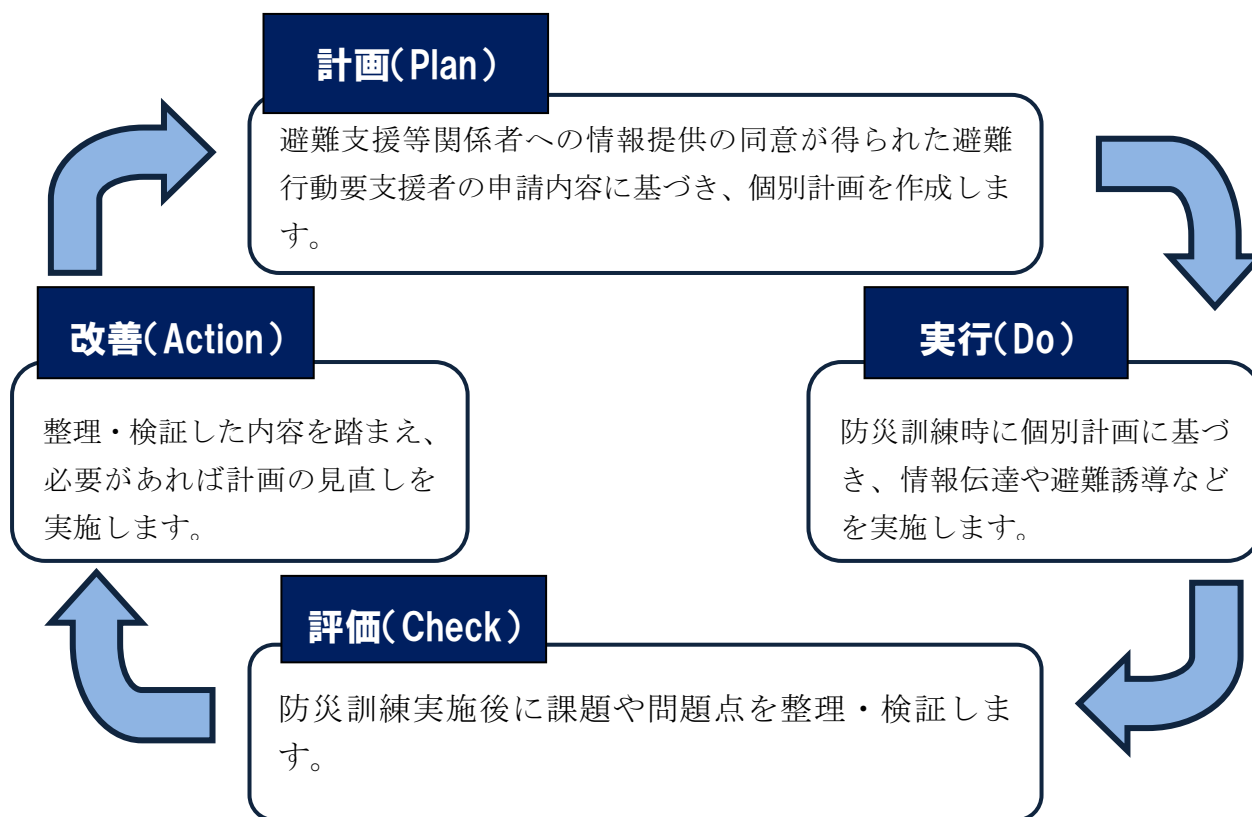
### (1) 個別計画に基づく訓練の実施

本市や地域の防災訓練時に個別計画に基づき、避難支援者や避難支援等関係者からの情報伝達や避難誘導などを訓練に取り入れるなどして平常時からその内容を検証していくこととします。

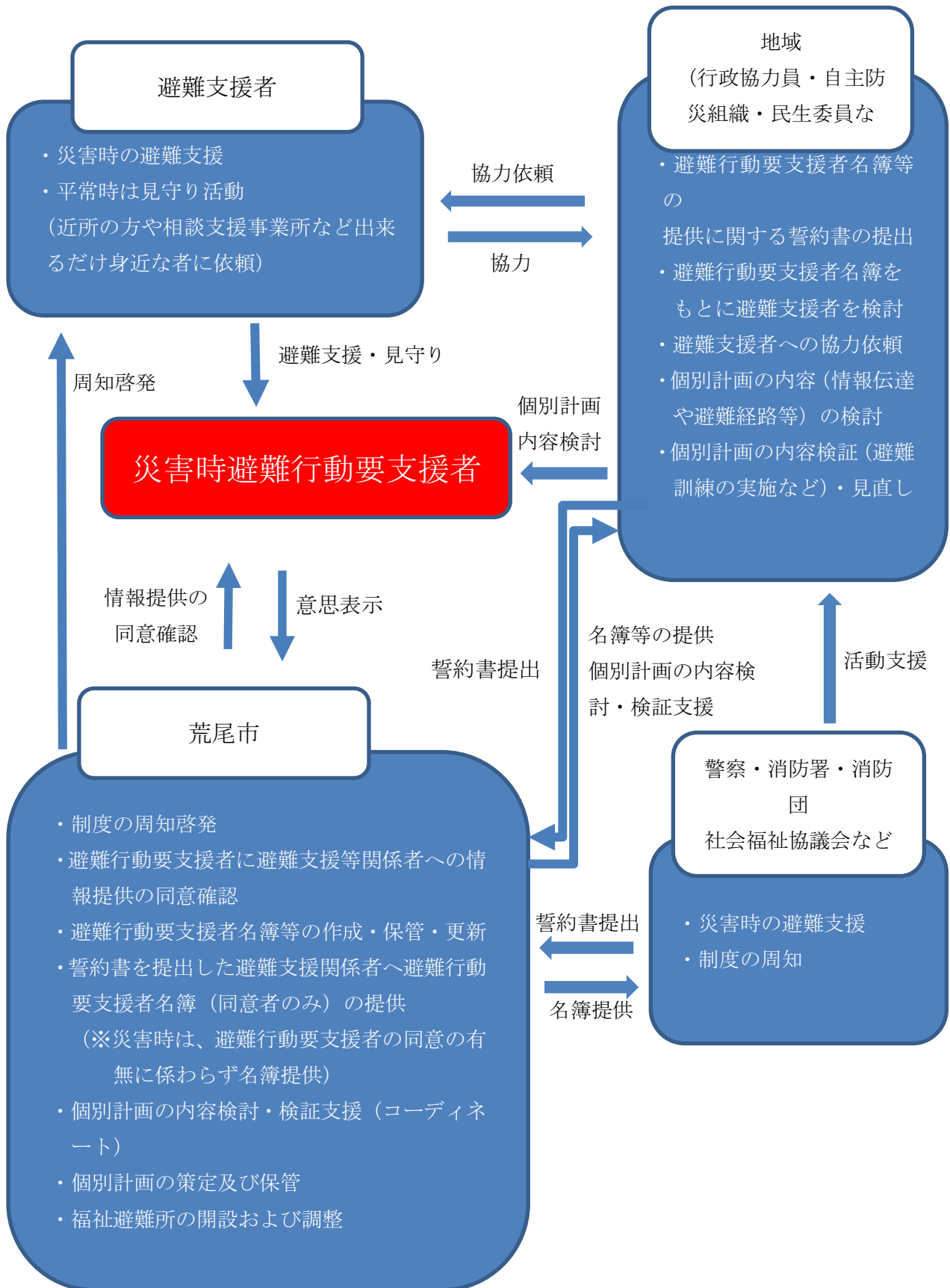
### (2) 個別計画の見直しと修正

防災訓練実施後には、その都度課題や問題点を整理し、個別計画の見直し、修正を行うこととします。

<図4 個別計画の内容検証>



<図5 避難行動要支援者の避難支援体制>



## 第4章 災害応急対策（発災時の対策）

災害発生時においては、地域防災計画に定めた災害対応の中で、避難行動要支援者に対しては個別の配慮が必要となりますので、避難行動要支援者の特性に応じた次のような対応を行います。

### 1 情報伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合や、避難勧告等を発令した場合の情報伝達については、「第2章4（1）避難行動要支援者への情報伝達のあり方」で記載のとおり、報道機関による報道（新聞、ラジオ、テレビ等）、広報車による広報、ホームページやフェイスブック等への掲載、愛情ねっと等により実施しますが、避難行動要支援者に対しては、さらにきめ細やかな情報伝達手段が必要となりますので、新たな技術を活用した情報伝達手段を検討します。

### 2 避難誘導

災害が発生した直後は、行政機関が上手く機能しないことが予想されますので、行政が機能するまでの間、避難行動要支援者の救出や避難誘導は、地域における住民同士の助け合いが必要となります。そのため、平常時から、行政、地域、避難支援等関係者との連携を密にしながら、自主防災組織や地域団体による支援体制を確立し、避難行動要支援者の避難誘導・支援を行うこととなります。その場合、地域内での連携を図りながら、本市の防災マップ等を活用し、確認漏れのないよう避難誘導・支援を行います。

なお、避難行動要支援者の避難誘導に関する支援の方法は次のことが考えられます。

<表5 避難行動要支援者の避難誘導に関する支援の方法>

共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難支援者は避難行動要支援者に対し、自分の名前を知らせるとともに災害の状況等を説明する。</li> <li>・避難所へ避難することを本人、家族に説明する。また、時間があればその際、行き先、経路等も併せて説明する。なお、地域で一時集合場所等が定められている場合は、その場所へ誘導する。</li> <li>・日頃から服用している薬があれば携帯する。</li> <li>・眼鏡や義歯、補聴器、杖など必要があれば携帯する。</li> </ul>
寝たきり高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす等の移動用具を確保する。</li> <li>・車いすの使用が困難な場合には、毛布等で作った応急担架で避難する。</li> </ul>
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白杖を持たない方の手で支援者の肘の上をつかんでもらいながら、半歩前をゆっくり歩く。その際、白杖や腕を引っ張ったり、後ろから押ししたりしないよう注意する。</li> <li>・路上に障害物がある場合、例えば、段のある所では段の手前で立ち止まって、段が上がるのか下がるのかを伝える。</li> <li>・段が終わったら立ち止まり、段の終わりを伝える。</li> <li>・位置や方向を伝えるときは、その方向に向かせて前後左右、この先何歩、何メートルなど周りの状況を具体的に伝える。</li> <li>・盲導犬を伴っている人に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたり触ったりしない。</li> </ul>
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筆談を基本に自分の氏名を知らせるとともに、災害の状況を説明する。</li> <li>・必要に応じて、支援者の肘の上やロープをつかんでもらいながら誘導する。</li> </ul>
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自力で歩行が困難な場合には、車いす等の移動用具を確保する。</li> <li>・車いすの使用が困難な場合には、毛布等で作った応急担架で避難する。</li> </ul>
内部障がい者・難病患者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時使用する医療機器（機器によっては、電気、酸素ボンベが必要）を確保するとともに、必要に応じて災害を免れた医療機関等へ誘導・搬送する</li> </ul>
知的・精神・発達障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・努めて冷静な態度で接し、分かりやすい言葉で避難場所等を伝えるとともに、一人にせず誰かが付き添うように避難する。</li> </ul>

<参考 車いすを使用する際の注意点>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・段差を越えるときは、押す人の足元にあるステップバーを踏み、車いすの前輪を上げ、段差に乗せてから後輪を持ち上げて、静かに段差に乗せてから押し進める。</li> <li>・上がるときは車いすを前向きに、下りるときは車いすを後ろ向きにするのが安全であり、いずれの場合もブレーキをかける。</li> <li>・緩やかな坂は車いすを前向きにして下るが、急な坂は車いすを後ろにし、軽くブレーキをかけながらゆっくり下る。</li> <li>・階段を避難するときは、2人から3人で車いすを持ち上げてゆっくり移動する。</li> </ul>
---

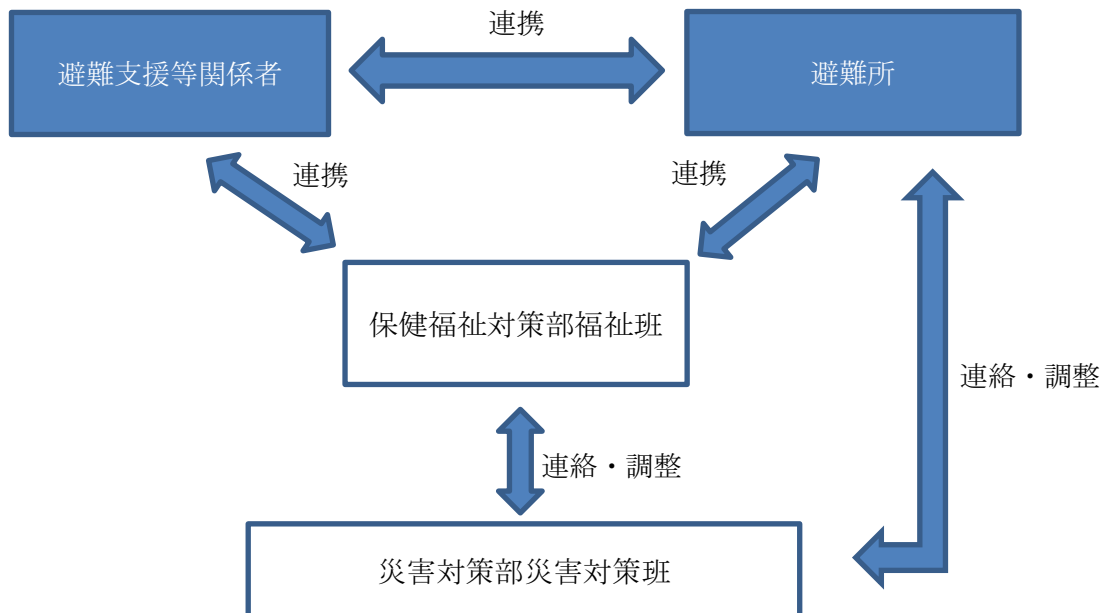
### 3 安否確認

避難行動要支援者の安否確認については、避難支援等関係者が中心となり、各避難所に配置されている職員等と連携し、保健福祉対策部福祉班（福祉課・子育て支援課）と連携を図るとともに、事前に把握している各地区の避難行動要支援者の情報に基づき、安否を迅速に確認します。

また、一緒に避難してきた地域住民から、他の避難行動要支援者の状況や家屋倒壊等により救助が必要な人が取り残されていないかなどの情報も収集しながら対応していきます。

特に、人工透析患者や人工呼吸器や酸素吸入器等を使用している難病患者等については、必要に応じて医療機関等と連携しながら対応していきます。

<図6 安否確認の連携図>



## 第5章 避難所等

### 1 避難所の整備

#### (1) 指定避難所

指定避難所とは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、住民の生命を守り、災害の拡大を防止するために設置するものです。

避難所の開設については、地域防災計画に基づいて、災害の種類や規模等に応じて開設されますが、大規模な災害が発生した場合には、避難行動要支援者を含む多数の被災者が避難所で生活することが想定されますので、平常時から可能な限り、建物の耐震化やスロープを設置する等のバリアフリー化に取り組むとともに、避難所開設時にはプライバシー保護のために間仕切りの設置や冷暖房設備等の環境整備に取り組みます。

なお、避難生活が長期化する場合は、高齢者や障がい者等の心身の健康管理及び生活のリズムを取り戻すことが重要となりますので、健康相談や病気予防の生活支援などを実施し健康の維持に努めます。

#### (2) 福祉避難所

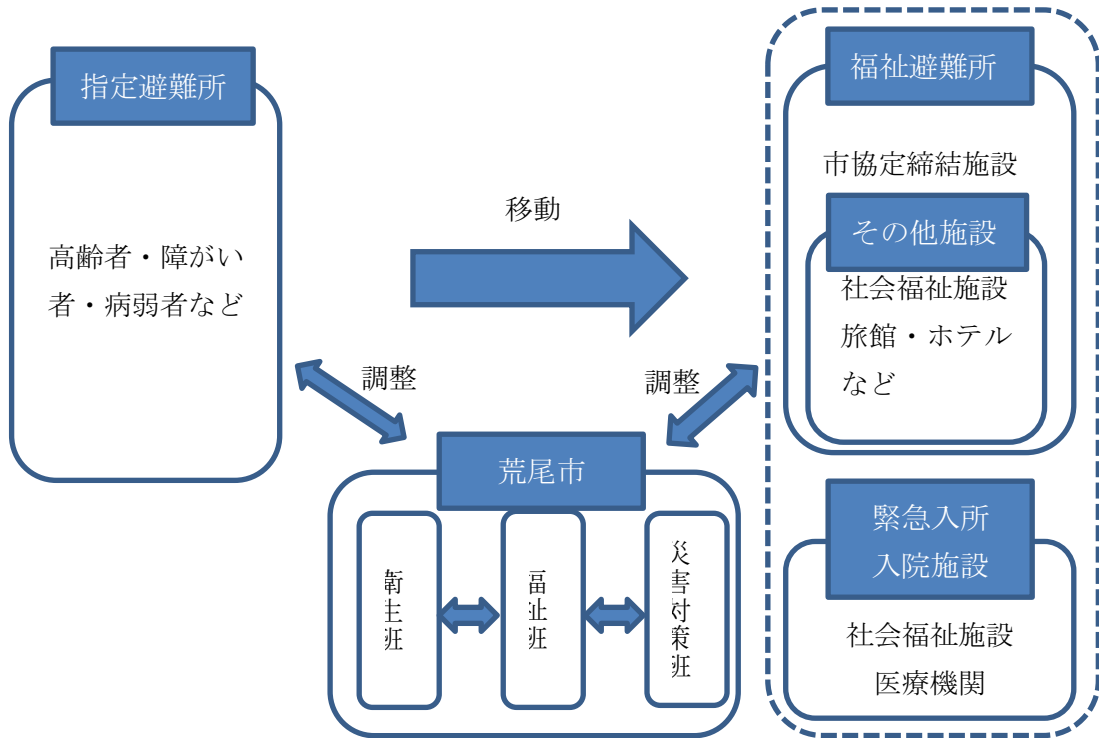
福祉避難所とは、避難生活が長期化する場合に高齢者や障がい者、病弱者など避難所生活において特別な配慮を必要とする人を対象とする避難所です。

この施設は、大規模災害時に避難生活が長期化する場合に設置される二次的な避難所となりますので、被災状況や避難者の状況等を踏まえて、本市と施設で受け入れ人数等を調整し開設します。そのため、発災直後は開設されておきませんので、まずは指定避難所に避難することになります。

なお、避難者の状況等に応じ、福祉避難所（旅館・ホテル（熊本県の「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」を含む）への移動や社会福祉施設等への緊急入所、医療機関への入院等の手続きを行うものとします。

福祉避難所については、社会福祉施設等（介護保険施設、障害福祉サービス施設等を含む）と協定を締結し、福祉避難所を増やすことで、一人でも多くの方が避難できるよう努めます。

<図7 指定避難所と福祉避難所の関係図>



<表6 福祉避難所の協定締結状況（平成30年12月1日現在）>

施設名称	場所
特別養護老人ホーム白寿園	荒尾市一部2122番地
特別養護老人ホームオレンジヒル小岱	荒尾市樺2516番地
熊本県立荒尾支援学校（福祉子ども避難所）	荒尾市増永西長浦2299-3

<表7 福祉避難所に準じた対応ができる指定避難所>

施設名称	場所
ふれあい福祉センター	荒尾市川登五反田1777-12

## 2 物資の備蓄・受入・保管

### (1) 物資の備蓄

支援に必要な物資については、地域防災計画に基づき、備蓄します。その際、避難行動要支援者に配慮することとし、食糧、飲料水、日常生活用品のほか、簡易ベッドや簡易トイレ等の物資の備蓄に努めることとします。

なお、避難行動要支援者特有の生活必需品や補装具、日常生活用具等は、多種多様であり、発災直後の即応は難しい場合もあることから、本人が普段から余裕をもって準備しておくとともに、市は関係する業者や団体等と連携を図りながら、流通ルートを確認しておくことが必要となります。

## (2) 物資の受入・保管

物資については、大規模災害発生に際し、備蓄の他、全国から大量の救援物資が届けられることが予測されるため、社会福祉協議会やボランティア等とも連携し、仕分けの段取りや受入場所の確保、避難場所への配送方法等について協議し、受入体制を構築しておく必要があります。特に、受入れに際しては、食糧品、医薬品、ストマ用器具その他衣類等、目的の異なる物資を混合しないよう、仕分けを行い、適切な保管を行うとともに、避難行動要支援者に応じた物資の確保及び配付を行います。

## 3 情報伝達体制の確保

避難所において、避難行動要支援者に円滑に情報伝達ができるよう障がい等の状況に応じて音声のみならず、掲示等による文字情報の提供を実施し、情報が確実に伝わるよう配慮し、必要に応じて手話通訳者や外国人向けの通訳手段の確保に努めます。

## 4 生活支援

### (1) 相談体制の整備

避難生活が長期化した場合、生活再建に向けた支援を行うため、相談体制を整備し、避難行動要支援者の状況やニーズを把握し、関係機関と連携して必要なサービスの提供に努めます。

#### ア 相談窓口の設置

市役所、避難所、社会福祉協議会等が必要に応じて相談窓口を設置し、電話、ファクシミリ、インターネット端末等を配備する等して相談に応じる体制を整えることとします。

#### イ 巡回相談の実施

相談窓口への相談が難しい避難行動要支援者に対しては、避難所や自宅等を巡回して声かけ、各種相談に応じるものとします。

### (2) 心身両面の健康管理

#### ア 医師等による巡回相談

医師、保健師、看護師、栄養士等が避難所や自宅等を適宜巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じ必要な医療ケアを行うなど、病気の悪化や合併症の予防に努めることとします。

なお、大規模災害発生後は、大きなショックや強い不安感を感じたり、長引く避難所生活の中でストレスが蓄積するなど、精神的に大きな負担が強いられますので、「こころのケア」も実施し、精神的な不安を解消するように努めます。



## 5 障がい者・難病患者・人工透析患者への支援

避難所においては、平常時の環境が大きく変化するため、そのことに基づくストレスや電力、医薬品の不足等により危険にさらされる避難者（障がい者・難病患者・人工透析患者等）の発生も考えられます。

そのため、避難者個々の状況を把握し、適切な対処を行うとともに、必要に応じて医療機関への移送等を行います。

<表8 障がい者・難病患者・人工透析患者への支援>

<p>身体・知的・精神・ 発達障がい者</p>	<p>身体・知的・精神・発達障がい者の中には、服薬を継続することが必要な場合があります。</p> <p>そのため、災害時においても迅速かつ継続的医療や相談支援体制の確保が必要であり、市町村は各保健所や医療機関、事業所等と連絡を取り、薬品や人的支援の速やかな供給を行うことが不可欠です。</p>
<p>難病患者</p>	<p>難病患者は、長期の療養生活を余儀なくされていることが多く、介護に著しく人手を要する場合もあるため、患者の家族の負担（精神的な負担等）も大きなものがあります。</p> <p>このため、災害時には必要な医療を確保するとともに、患者の肉体的・精神的苦痛も大きいことから、できるだけストレス等がないような環境の整備に配慮することが必要です。</p>
<p>人工透析患者</p>	<p>人工透析患者は、週に2～3回、1回4～5時間程度の人工透析を受けることにより生命を維持しており、災害等により人工透析が受けられなくなると尿毒症により、生命が危険にさらされることになるため、災害時においても継続的な透析医療を確保する必要があります。</p> <p>透析医療には大量の水、透析液などの医薬品、人工腎臓装置（ダイヤライザー）を稼働させるための電力、透析従事職員（専門医、看護師等）の確保が必要となります。このため、被災せず透析医療を持続している医療機関の情報をいち早く入手し、避難者となっている人工透析患者に提供する必要があります。</p>

## 第6章 避難行動要支援者自身の備え

災害発生時には、本計画に基づき、地域社会による助け合い（共助）や公的な支援（公助）による避難支援を実施しますが、避難行動要支援者自身も避難支援者や避難等関係者による救出を待つだけではなく、「自らの身は、自らで守る」という心構えが必要です。

そのためには、平常時から周囲と連携を図り、災害発生時の準備を行う必要があります。

### 1 隣近所や避難支援等関係者との連携

避難行動要支援者は、日頃から隣近所の住民や避難支援等関係者などの関係団体等とコミュニケーションを図ることにより、災害発生時及び災害発生が想定されるときに、協力が得られるよう努めるものとします。

また、避難支援等関係者や避難支援者が誰であるかを把握しておくとともに、連絡方法を確認し、災害時に備えるものとします。

### 2 必要な支援内容の伝達

避難行動要支援者は、災害発生時には、自分がどのような支援を必要としているかを的確に伝え、理解してもらう必要があるため、それらの情報をあらかじめ記載しておき、援助が必要なときにはいつでも渡せるように準備しておきます。

### 3 避難経路の確認

避難行動要支援者は、隣近所の住民や避難支援等関係者などと連携し、自宅から避難所等までの経路をチェックし、可能であれば実際に歩き、注意すべき場所や目印となるものを確認し、障害物等改善が必要なものがあれば、市や施設管理者などに連絡することが大切です。

また、災害の種類や季節・時間帯毎の災害発生を想定したチェックを行い、問題点を抽出し、自らも対策を立てておく必要があります。

### 4 非常用持ち出し品などの準備

日頃から、避難する際に備え非常用持ち出し品として最低3日分程度の食糧や飲料水のほか、お薬手帳、必要な介護用品、粉ミルク、医療品等をリュック等に用意しておき、いつでも持ち出せる準備をしてください。

また、例えば、声を出しにくい障がい者や高齢者の場合、緊急ホイッスル等を携帯しておく、倒壊家屋に閉じ込められた際などに、自分の居場所を伝えることができるので、非常用持ち出し品の準備とあわせて準備する必要があります。

<参考>

【非常持ち出し品の例】

飲料水、食糧（乾パン等）、ラジオ、懐中電灯、保険証、荒尾健康手帳、お薬手帳、医薬品、マスク、雨具、衣類（下着等）、タオル、毛布、貴重品（現金等）、携帯用ブザーや笛等、緊急連絡カード

## 5 家屋の安全対策・外出時の安全

普段から家屋の安全対策として耐震改修、家具の転倒防止や窓ガラスが割れたときの飛散防止のため、内側にフィルムを張っておくなどの措置を講じておくなどの準備を行うことが有効です。

また、災害発生時に避難する際には、慌てて外に飛び出さず、冷静に状況を判断し、身の安全を確保して避難を行う必要があります。

外出時に災害にあった場合、周囲の環境が普段と異なるため、より一層周囲の援助が必要となります。そのため、災害時、周囲の人に速やかに協力を依頼できるよう日頃から心構え等の準備をしておくことが大切です。

## 最後に

災害には、地震や台風、水害等がありますが、行政などの支援が行われるまでの時間がかかることが予想されますので、いざというときに身を守るには、個人や家族、地域の力が必要となります。特に、近年の災害時の特徴として、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の被災が多くなっているため、隣近所や住民同士が協力して災害被害を最小限に抑えることが必要です。

平成29年度に本市で荒尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第3期）を策定した際に実施したアンケートの中で、「地域の人たちが協力して取り組んでいくことが特に必要な問題はどのようなことか」の問いに対して、約6割の人が「ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯への支援」、「災害時の助け合い」を挙げており、災害時の支援について関心が高いことが分かりました。

また、このアンケートでは、4割を超える人が地震に対して何も備えをしておらず、約2割の人が災害時の避難場所を知らないということが判明しました。

今回、本計画を策定することにより、日頃から地域における助け合いの体制づくりに取り組むとともに、災害時の備えや避難場所の重要性について周知・啓発を図ることで、災害時の支援体制を確立し、安心・安全に暮らせる荒尾市を実現してまいります。

# 資料編

# 1 避難行動要支援者名簿登録申請書兼外部提供同意書

## 避難行動要支援者名簿登録申請書兼外部提供同意書

荒尾市長 様

私は、災害対策基本法に基づき、荒尾市が作成する避難行動要支援者名簿に登録することを希望します。  
 また、平常時から避難支援等関係者（荒尾消防署、荒尾警察署、荒尾市民生委員・児童委員、荒尾市社会福祉協議会、荒尾市自主防災組織、荒尾市消防団、荒尾市行政協力員、その他の避難支援活動を行うもの）に名簿を提供することについて、次の事項を十分理解した上で

同意します

(情報提供に同意しない場合は、こちらにしてください → 同意しません )

災害発生時等における避難支援については、避難支援等関係者自身や家族などの安全が前提となります。  
 申請によって、災害時の避難行動の支援が必ず行われることを保証するものではなく、避難支援等関係者が、法的な責任や義務を負うものではありません。

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_ 印

フリガナ	生年月日		血液型
氏名	M・T・S・H 年 月 日 ( 男 女 )		( 歳 )
住所	〒		
電話			
携帯電話			
本人の状況	1 高齢者 (ア 一人暮らし イ 高齢者のみ世帯 ウ 寝たきり) 2 障がい者 3 その他 ( )		

【裏面も記入してください】

① 緊急時の連絡先	氏名	(続柄)		
	住所			
	電話		携帯	
② 緊急時の連絡先	氏名	(続柄)		
	住所			
	電話		携帯	
かかりつけ医療機関	医院名			
	住所		電話	
避難した場合、特に注意すべきこと				

災害発生時に、避難支援をしていただけるとご近所の方のお名前を、承諾を得て、下の欄にお書きください。

(どうしても支援者がいない場合は、空欄で提出してください)

地域の支援者					
フリガナ 氏名	住所	〒		電話	
				携帯	
フリガナ 氏名	住所	〒		電話	
				携帯	

【代理署名】 本人が記入できない等の理由で代理人が記入した場合は、下の欄に代理人の署名等をお願いします。

フリガナ		本人との 関係	
氏名	印		
住所		電話番号	

## 2 荒尾市避難行動要支援者名簿等の提供に関する誓約書

平成 年 月 日

荒尾市長 様

### 荒尾市避難行動要支援者名簿等の提供に関する誓約書

荒尾市避難行動要支援者支援計画の趣旨を十分に理解し、提供を受けた避難行動要支援者名簿等については、災害時の救援活動等に役立てるため、記載事項の適切な取り扱いを確保し、厳重に管理するとともに、裏面の事項を順守し、その利用を災害時の支援（平常時の見守り活動を含む）のみに使用することを誓約します。また、その職を退いた後も同様とします。

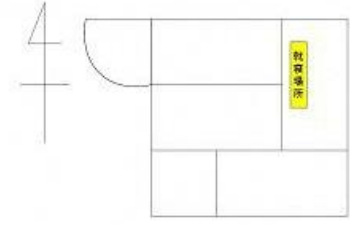
団体名	
役職	
名簿の範囲（地域）	
名簿管理者住所	
名簿管理者名	⑩
電話番号	
備考	

私は、次の事項を順守します。

守秘義務	<input type="checkbox"/> 名簿等の提供により、直接又は間接的に知り得た個人情報 を第三者に対し、漏らしません。また、その職を退いた後も同様と します。 <input type="checkbox"/> 団体の構成員に対して、守秘義務について周知しま す。
管理方法	<input type="checkbox"/> 提供された名簿等の保管場所を決め、その場所で厳 重に保管します。 <input type="checkbox"/> 保管場所については、不特定多数の人が開閉可能な 場所には設定しません。 <input type="checkbox"/> 提供された名簿の複写・複製は行いません。また、パ ソコンなどの情報機器への入力を行いません。
変更・返却等	<input type="checkbox"/> 名簿管理者が変更となる場合には、再度「荒尾市避難 行動要支援者名簿等の提供に関する誓約書」を提出 します。 <input type="checkbox"/> 名簿が更新され、新しい名簿の提供を受けた場合は、 古い名簿については返却します。 <input type="checkbox"/> 団体の解散等により、名簿等が必要なくなった場合 は、返却します。




### 3 避難行動要支援者個別支援計画（個別計画）（記載例）

避難行動要支援者個別支援計画								
No.	1 タイヘイヨウタク 太平 洋太郎	性別	男	77歳	A型	電話番号 0982-53-2138	携帯番号 090-1234-5678	
〒889-1111 日向市美々津町					世帯区分 身体区分	独居高齢者		
避難場所	風水害時	永江公民館			地区名称	日知屋本郷-永江町1丁目		
	震災時	永江児童公園			民生委員	民生 太郎 (0982-53-2138)		
					災害支援内容	避難の際は車椅子を使用してください。		
					家屋図			
医療機関	①	千代田病院 (0982-52-7111)						
	②	三ヶ尻整形外科医院 (0982-52-5557)						
	③							
緊急連絡先		永江 美樹子 (090-1234-5678)						
		梶木 智史 (090-1111-8888)						
避難支援者	安否連絡者1	南 町三郎 (080-9999-9999)						
	安否連絡者2	協力 太郎 (090-1978-4789)						
	避難時補助員	永江山 花子 (090-111-2222)						
	誘導補助員							

避難経路図



## 4 荒尾市地域福祉推進委員会条例

平成 30 年 6 月 29 日条例第 19 号

荒尾市地域福祉推進委員会条例

(設置)

第 1 条 全ての住民が共に支え合い、住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせる地域福祉の実現を目指し、地域福祉の推進に関し必要な事項について調査、審議及び協議を行うため、荒尾市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査、審議又は協議し、必要に応じて市長に意見を述べるものとする。

- (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく荒尾市地域福祉計画の策定及び変更（以下「策定等」という。）並びに当該計画に定める事項の調査、分析及び評価（以下「調査等」という。）に関すること。
- (2) 荒尾市避難行動要支援者支援計画の策定等及び当該計画に定める事項の調査等に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民の代表者
- (3) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者等
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前においては、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、専門的事項を分掌させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちから委員長が指名する。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 5 荒尾市地域福祉推進委員会委員名簿

◎委員長 ○副委員長

No.	団体名	役職	氏名
1	荒尾市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	○ 甲斐田 忠
2	荒尾市老人クラブ連合会	副会長	江原 武美
3	荒尾市地区協議会会長会	副会長	吉富 修
4	荒尾市身体障害者福祉協会連合会	会長	斎 浩史
5	荒尾市手をつなぐ育成会	事務局長	中嶋 真也
6	荒尾長洲地域精神障がい者家族会	副会長	近藤 辰夫
7	荒尾市ボランティア連絡協議会	副会長	隅倉 理香
8	荒尾市保育協議会（野原保育園）	園長	寺本 由紀弘
9	荒尾市社会福祉協議会	事務局長	小川 公子
10	九州看護福祉大学	教授	◎ 豊田 保
11	荒尾市医師会	副会長	伊藤 隆康
12	荒尾市校長会	会長	寺尾 俊二
13	荒尾警察署	生活安全課長	竹口 公之
14	荒尾消防署	署長	畑中 二郎
15	荒尾市消防団	団長	米井 昭文
16	八幡台一丁目地区自主防災会	会長	石本 芳喜
17	荒尾市行政協力会	会長	藪内 孝則
18	荒尾市福祉委員連絡協議会	会長	高尾 光男
19	東宮内いきいきサロン	運営委員	下川 あけみ
20	荒尾市ファミリーサポートセンター「さくらんぼ」	協力会員	高井 景子
21	女性ネットワーク荒尾代表者会	会長	深浦 淳美
22	熊本県老人福祉施設協議会	会長	鴻江 圭子
23	熊本県立荒尾支援学校	教諭	南本 理恵
24	熊本県有明保健所	保健予防課長	宮田 裕子

(平成30年10月3日)

6 荒尾市地域福祉推進作業部会委員名簿

	氏 名	所 属
1	平川 喜晴	荒尾市社会福祉協議会
2	野尻 大輔	荒尾市社会福祉協議会
3	松藤 茂智	くらしいきいき課
4	山下 泰裕	子育て支援課
5	高木 大地	健康生活課
6	廣瀬 達也	高齢者支援課
7	畑山 鉄也	教育振興課
8	富田 慎也	生涯学習課
9	田代 英之	福祉課
10	原口 富美	福祉課
11	吉田 正男	福祉課
12	中川 大輔	福祉課

(平成30年7月31日)

## 7 荒尾市地域福祉推進委員会等会議

### (1) 荒尾市地域福祉推進委員会会議

荒尾市地域福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、全ての住民が共に支え合い、住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせる地域福祉の実現を目指し、地域福祉の推進に関し必要な事項について調査、審議及び協議を行うものです。

本計画を作成するにあたり、避難行動要支援者への支援に対し幅広い分野からの意見を踏まえた計画とするため、推進委員会で検討、協議を行いました。

	開催日時	内容
第1回	平成30年 10月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒尾市地域福祉推進委員会条例について</li> <li>・荒尾市避難行動要支援者支援計画の改定について</li> <li>・荒尾市避難行動要支援者支援計画骨子について</li> </ul>
第2回	平成31年 2月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒尾市避難行動要支援者支援計画素案について</li> <li>・荒尾市避難行動要支援者支援計画素案のパブリックコメントについて</li> </ul>
第3回	平成31年 3月〇日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒尾市避難行動要支援者支援計画素案のパブリックコメントの結果について</li> <li>・荒尾市避難行動要支援者支援計画案について</li> </ul>

### (2) 荒尾市地域福祉推進作業部会会議

本計画を策定するにあたり、さまざまな事業や施策を検討・調整しながら、避難行動要支援者の支援に関し、市の関係部署等との連携を図るため、「荒尾市地域福祉推進作業部会」を設置し、協議を行いました。

	開催日時	内容
第1回	平成30年 9月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒尾市地域福祉推進委員会について</li> <li>・荒尾市避難行動要支援者支援計画の策定について</li> </ul>
第2回	平成30年 12月25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒尾市避難行動要支援者支援計画素案について</li> </ul>
第3回	平成31年 3月〇日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒尾市避難行動要支援者支援計画素案のパブリックコメントの結果について</li> <li>・荒尾市避難行動要支援者支援計画案について</li> </ul>